

## 「一般社団法人 岩手県産業資源循環協会」 入会案内

### 1. 入会の手続き

- ・入会申込書、推薦書、誓約書に所要事項を記入の上申込み願います。
- ・添付書類：廃棄物処理法の許可がある場合は、許可証の写し。  
個人の場合は申込者の履歴書。  
法人の場合は会社の経歴書及び役員名簿。

### 2. 入会の承認

- ・理事会での承認（理事会は、概ね2ヵ月に1回開催されます。）
- ・理事会での承認日をもって会員となります。

### 3. 会員承認書の交付等

- ・会員承認書、定款、会員名簿、会報等を送付します。

### 4. 入会金、会費

- ・入会金 **100,000** 円
- ・会 費 **72,000** 円 (収集運搬・賛助会員)
- (年会費) **84,000** 円 (中間処理)
- 96,000** 円 (最終処分)

新加入会員については、入会が承認された日の翌月から徴収します。  
会費の納入は全納又は分納（前・後期）です。

入会についてのお問合せは 事務局（☎019-625-2201）へ

## 入会申込書

私は、一般社団法人岩手県産業資源循環協会の目的に賛同し、貴協会に加入したいので、貴協会理事2名の推薦書及び関係書類を添えて申込みします。

年 月 日

住 所

氏名又は名称

⑩

T E L

F A X

---

## 推 薦 書

当協会に入会希望の上記の者は、協会の規約を遵守し、信義をもって協会の事業に協力する者であることを認め、推薦します。

年 月 日

住 所

氏名又は名称

⑩

年 月 日

住 所

氏名又は名称

⑩

一般社団法人岩手県産業資源循環協会

会 長 門 脇 生 男 殿

(注) 添付書類：個人の場合は申込者の履歴書、法人の場合は会社の経歴書及び役員名簿  
(役職名・氏名・生年月日)、廃棄物処理法の許可がある場合は、許可証  
の写し、誓約書

# 誓約書

年 月 日

一般社団法人岩手県産業資源循環協会  
会長 門脇 生男 殿

住 所

名 称

代表者氏名

⑩

私は、貴協会に入会のうへは、

1. 協会の目的に賛同し、協会の事業に積極的に協力すること。
2. 社会的な信用を失墜させる行為を行わないこと。
3. 定款及び協会の定める諸規程を遵守すること。
4. 総会及び理事会の議決に基づく義務を履行すること。

を誓約いたします。

# 一般社団法人岩手県産業資源循環協会 入会審査規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岩手県産業資源循環協会（以下「協会」という。）定款第7条に定める入会に関して必要な事項を定めるものとする。

## (入会審査の準備)

第2条 新たに会員になろうとする者の入会審査基準は、次の各号に掲げるものとし、そのすべてを満たすものでなければならない。

- (1) 正会員にあつては、定款第6条第1号に規定する産業廃棄物の処理又は再生利用を行うものであること。
- (2) 過去2年間に定款第10条の規定に該当する行為がない者であること。
- (3) 過去2年間に廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の違反による命令その他処分を受けていない者であること。
- (4) 加入申請前に員外者として協会の活動を妨害又は業界秩序を混乱させる等の行為を行っていない者であること。
- (5) 経営状況が著しく悪い状況にない者であること。
- (6) 暴力団員等がその事業活動を支配する者でないこと。

## (入会推薦人)

第3条 新たに会員になろうとする者は、理事2名の推薦を受けなければならない。この場合、原則として理事のうち1名は事業所が新たに会員になろうとする者と同一の広域振興圏に属する者でなければならない。

## (誓約書)

第4条 新たに会員になろうとする者は、入会申込時に次に掲げる事項を遵守する旨を記載した誓約書を提出しなければならない。

- (1) 協会の目的に賛同し、協会の事業に積極的に協力すること。
- (2) 社会的な信用を失墜させる行為を行わないこと。
- (3) 定款及び協会の定める諸規程を遵守すること。
- (4) 総会及び理事会の決議に基づく義務を履行すること。

## (入会審査)

第5条 会長は、入会の申込があつた場合、関係書類を添えて理事会に提出し、その審査に付さなければならない。

## (委任)

第6条 この規定に定めるもののほか、入会審査に関し、必要な事項は理事会の議決を経て会長が定める。

## 附 則

- 1 この規程は、一般社団法人岩手県産業資源循環協会の設立登記の日から施行する。